

# 西松浦地区合併協議会 議事録

( 第十五回 )

日時：平成17年11月 2日  
会場：焱の博記念堂 2階会議室

## 開 会（ 14時 00分 ）

### ○事務局長（ 福島 清人 ）

こんにちは。

定刻になりましたので、只今から第15回合併協議会を開催させていただきます。

本日3名の方の欠席届が出ております。岩崎委員さん、南委員さん、川内委員さん。この3名の委員さんより欠席届が出ております。

それでは、会議を始めます前に、本日の資料の確認をお願い致します。

資料は、本日の会議次第と別冊資料、それと別紙報告の3点でございます。

それでは、初めに会長にご挨拶を頂き、引き続き、会の進行をよろしくお願い致します。

### ○会長（ 岩永 正太 ）

改めまして、皆さん、こんにちは。

先月は、有田町では皿山まつり、それから西有田町では、棚田とっこ積みフェスティバルと、大変大きなイベントが続いております。

また、両日とも、好天に恵まれまして大変賑わいを見せ、両町町民の皆さんの強いエネルギーといったものを、改めて感じたところでございます。

私も、皿山祭りの開会の時にはご招待を頂きまして、本当にありがとうございました。

さて、合併もあと120日を切りました。本日も2つの報告事項と、7つの協議事項を提案することとなり、委員の皆さんには、慎重かつ熱心なご協議をよろしくお願い致しまして、ご挨拶と致します。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、さっそく会議に入りたいと思いますが、只今の出席委員は14名ですが、欠席の届も出ております。

定足数に達しておりますので、第15回西松浦地区合併協議会を、開催させていただきます。

審議に先だち、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の蒲地委員さんと西有田の諸隈委員さんのお二方をお願い申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、それではよろしくお願い致します。

それでは議題に入らせて頂きます。

最初は、報告第1号、第19回幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

### ○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは、1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、第19回幹事会における協議等の結果について、平成17年10月27日に第19回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告いたします。

- (1) 15回協議会協議事項等について、確認事項でございますけれども、第15回協議会の協議事項等について、協議・調整を行なったところでございます。
- (2) 総合窓口取扱い業務の状況について、確認事項、総合窓口の取扱い業務の調整状況について報告を受け、その内容を検討いたしました。
- (3) 合併までの新規事業及び平成18年度国県要望事業等の取り扱いについて、確認事項でございます。

合併までの新規事業及び平成18年度国県事業等の要望について、後年度財政負担を生じる事業は、事前に幹事会での説明を行なうようということで、確認を致したところでございます。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（岩永 正太）

ありがとうございました。

只今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、このことについて、何かご質問等ございませんか。

ございませんですね。

はい、意見もないようですので、幹事会概要の報告については、了承されたものと致します。

次に、前回、町章デザイン選考委員会で、8点の候補作品を選考いたしました。その後、全国の市町村章や商標等の類似調査を実施して、その結果を踏まえて、大変お忙しい中にアドバイザーの先生方にお集まりいただき、最終5点の確認を頂いております。

本日も、大変ご多忙の中に、辻先生にお越しいただいておりますので、報告第2号として、町章デザイン選考委員会「アドバイザー会議」の会議概要につきまして、ご報告を頂きたいと思っております。

辻先生、よろしくお願ひ致します。

#### ○アドバイザー（辻 公也先生）

皆さん、こんにちは。

慎重に、しかも、各担当でございますアドバイザー3名で、前回候補5点と補欠3点、これの審査を致しました。

もろもろ、審査していますと、色々意見もございまして、また、今後、これが将来、私たちのシンボルでございますので、そのシンボルに合致し、かつ、一番難しい問題点は、いかに縮小・拡大に耐えうる作品であるかということも、非常に基準上大事なことで、それも相当議論いたしました。

お手許にあるかと存じますけれども、最終候補作品が並んでおります。これをするためには、まず類似の問題が、今、意匠権の問題で非常にやかましいもんですから、それをまず、事務局の方で十分ご調査いただきまして、その分を外しました。もう一つは、全部アルファベットの分が非常に多いんですけど、ほとんどそうなんです、一つだけ有田の有の字をした日本語の分が一つございましたけれども、どうしても、このなんと申しますか、お手許にございますか？ どうしても構成上ちょっと無理がございましたので、それは外させていただきました。

結局、お手許にございます最終候補作品5点ということに、絞らせていただきました。

結局、これは、ただしカラーにつきましては、色彩につきましては、まだ未完成で、検討いたしておりません。まずはこの形、フォルムだけの診査ということに、私たちは思っております。

以上でございます。

何か、ご質問ございましたらどうぞ、おっしゃってください。

#### ○議長（岩永 正太）

只今、辻先生から色々ご報告ございましたが、何かご質問ございませんか。

どうでしょうか。

いいですか。

はい。それではご質問がないようですが、実は、この町章デザイン選考委員会アドバイザー会議で決定を致しました、候補として残りました5点につきましては、今月中に住民アンケートをお願いして、12月予定の協議会で最終決定をさせて頂きたいというふうに思います。そういうことでよろし

ゆうございますか。

< はい >の声あり

はい、それでは、そのようにさせて頂きたいと思えます。

次に、協議事項に入らせていただきます。

最初は、協議第83号、交通関係事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局員（ 千代田 一茂 ）

説明させて頂きます。協議第83号以降につきましては、別冊参考資料にて説明をさせて頂きたいと思えます。

お手元の方の、別冊参考資料をご用意ください。

1枚めくって頂きまして、1ページになりますけれども、協議第83号、交通関係事業の取扱いの参考資料になっております。

コミュニティバス運行事業の分になっております。

1ページが、現在、有田町で事業を行なわれている分の現況になっております。西有田町については、現在運行されておられません。

2ページをお願いいたします。

課題問題点の欄、有田町のみ実施ということになっております。

調整内容の欄が、これまでの協議会において、すでに確認をされた内容、この分につきましては、第6回協議会で確認をされております。

内容を読み上げますと、コミュニティバス運行事業は、合併までに、住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行ない、新町での運行を目標とするということで確認をされておりました。

今回の提案内容が、一番下の太い黒線の中になりますけれども、具体的調整内容のところでは、

コミュニティバス運行事業は、新町全域での運行とする。

調整方針と致しまして、現在の有田町のコミュニティバスは、合併後も現行のとおり運行し、新町全域での運行開始は、平成18年5月を目指す。バス2台での運行とし、(有田地区、西有田地区)両地区間の乗り入れを行なう。

ルート案は別紙参照となっております。

1回乗車あたりの運賃は、現在の有田町コミュニティバスの運賃と同額、大人1回あたり150円、子供80円とし、フリーパス券や一日乗車券を設ける。

なお、合併後、コミュニティバス検討会、仮称ですけれども、これを設置し、引き続き、費用対効果等の検討を実施する。

関係機関、(九州運輸局・公安委員会等)との協議に時間を要すということになっております。

1枚めくって頂きまして、3ページ、なお、4ページまでですけど、3ページが平日用、4ページが、休日用のルートの案になっております。

なお、ルートにつきまして、現段階での案でございますので、今後、関係機関等との調整の中で一部変更になる可能性もまだ含まれているといったことで、ご理解をして頂きたくと思えます。

なお、バス停の名称につきましても、同様に、地区の名称等が変更されておりますので、一部変更になることも予想されております。

以上です。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問を承りたいと思えます。

今村委員さん。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

現在、有田は運行されておりまして、西有田のバス、西肥バスの方へ、経営とか、運転とか、委嘱なさると思うんですけど、バスは1台、西有田の方は、どうなさるんですか。

もし、購入とか、合併になってからなるとなれば、必ず昇降口が低いのを選んで頂きたいと思います。

いかがでしょうか。

有田は、現在そのままのバスですので、老人の方が、上り下りの時に、ものすごく注意を、やっぱりはらっていらっしゃいますので、もしよかったら西有田の方は、是非、そういう新しい方向のバスを購入していただきたいなど、有田はもう今、有田の今までののが、慣れていらっしゃるからいいんですけども、それを強く希望したいと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございます。

それでは、空閑部会長。

○企画部会長（空閑 秀則 西有田町企画政策課長）

企画部会の方からお答えを致します。

今、ご指摘のとおり、新町におきまして、コミュニティバスは2台で運行致すように計画を致しております。

1台につきましては、現在、有田町の方では運行されておりますけど、あと1台につきましては、マイクロバスを購入するというところで、9月の補正予算で議会の方のご承認を頂いております。

10月の24日の日に、検討委員会を両町合同で開催を致しましたけれども、今のお話のような意見もございまして、お年寄り達が乗りやすいような形で、ステップをもう一段つけて、町民の皆さん方に、本当に福祉バスのような色彩の強い、バスを購入したいというふうに計画を致しております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

はい、佐藤委員さん。

○3号委員（ 佐藤 利枝 ）

コミュニティバスの路線の関係ですが、町民の方から、町民の老人の方から、牧の方にもルートを延ばしてくださいということと言われたんですが、ここの図面を見るところによると、牧の方は通じていないようですが、どんなでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

いえ、3ページを見てください。

3ページの中に牧の公民館まで行くようになっています。東ルートで。

黄色の線。

よろしゅうございますか。

はい、その他ございませんか。

はい、田代委員さん。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

有田の方では、休日用に運行されるようになっておりますけども、一応、観光にも利用させて頂い

て、柿右衛門とか、ポーセリンパークがありますので、そこら辺まで、延長をお願いしたらどうかという話も出ましたけど、ご検討よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、部会長お願いします。

○企画部副会長（花田 利男 有田町企画情報課長）

今の件について、お答えいたします。

ルートにつきましても、やはり観光のルートを確保するという事で、一応、ポーセリンとか柿右衛門というのを、現在も周っております。それを、ある程度ルートに含んだ形で検討をしてみたいと思います。

ただし、運行状況とか、そこら辺の全体的な絡みもございますので、全体的な中で、取り組ませて頂きたいと思います。

よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

その他ございませんか。

はい、前田委員どうぞ。

○3号委員（ 前田 義弘 ）

現在行なわれている、有田町の15年・16年の収益結果を見ますと、大体年間450万ぐらいの運賃収入が、16年に挙げられております。

そういう中で、具体的調整というようなことで、一番最後の方に、合併後コミュニティバス検討会（仮称）を設置し、引き続き費用対効果等の検証を実施するということになっておりますけれども、今、現在で、有田町の方からは、一千万程度の町支出分がありますけれども、これが大きくなった場合、どういうふうなことを事務局の方で、考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

それはどっち？

はい。

○企画部会長（空閑 秀則 西有田町企画政策課長）

お答えを致したいと思います。

ご指摘のとおり、現在運行しております有田町の収支状況としましては、約一千万ほどの一般会計からの持ち出しがっております。

これを新町として、全町的に広げていきますと、はっきり申し上げまして、西有田町の利用状況がどうなのかというのが、正直言って予測つきません。

有田の実績の3割程度乗車があるということを想定致しまして、収支計算をしてみますと、現在の有田町の、一千万プラスの一千万、約二千万程度の一般会計からの繰出しが必要になるんじゃないかと、そういう予測がたっております。

そうなりますと、非常に、財政的にも厳しくなるということも考えられますので、新町になりまして運行後、検討委員会等を開催して、そういう費用対効果等も十分検討しながら、今後のコミュニティバスのあり方について研究をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

はい、何か、他にございませんか。

それでは、ご質問等ございませんようですので、交通関係事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、それでは、協議第83号、交通関係事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第84号、使用料・手数料の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

別冊資料の5ページをお願いします。

協議第84号、使用料・手数料の取扱いの、参考資料になります。

調整内容の欄が、第4回協議会で確認された内容になっております。

読み上げます。

窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。

施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時においては、現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金の有り方等については、新町において検討する。

占用料は、合併までに調整し、新町において定めるということを、第4回協議会で確認を致しております。

今回の提案内容が、具体的調整内容の欄になります。

窓口業務関係手数料は、次のとおりとするということで、5ページの下の方に、左の方に税関係の証明発行手数料及び閲覧料、右の方に住民窓口の手数料を載せております。

税関係で申し上げますと、基本的に、両町同じ料金でございますけれども、下から二つ目の、一括請求の場合の加算料金、これにつきまして、現在有田町では50円、西有田町は徴収されていないといったことで、新町の案と致しましては、廃止という提案内容になっております。

住民窓口の方では、これも基本的に両町同じですけど、違いは、真ん中ほど、住民票の謄本につきまして有田町が200円、西有田町が300円、それから、住民票の広域交付の抄本、これが有田町が300円、西有田町が200円ということで、違いがございますけれども、こちら辺の違いに関しましては、新町において、改ざん防止用の用紙を用いるといったことで、300円に統一をするといった調整内容になっております。

それから、具体的調整内容の二項目目、各施設における施設使用料は、現行のとおりとし、加算規定及び減免規定は次のとおりとするといったことで、資料のページに体育施設・文化施設、7ページにいきまして、その他の施設におきまして、減免条項及び加算条項等を統一してあるといったことになっております。

5ページに戻って頂きまして、具体的調整内容の三項目目、公民館の体育用具等貸出料は、西有田町の例による。

これにつきましては、調整方針の方で、体育用具等の貸し出しについては、貸与期間や破損の場合の修理・弁償等の規定を設けるといったことで、資料は7ページに、体育用具等の貸出料、例えば、グランドゴルフの用具であれば、一式500円であるとか、ニュースポーツの用具であれば、一式500円といったことの案を、今回の提案内容になっております。

また、5ページに戻って頂きまして、具体的調整内容の4項目目、道路、公有水面及び法定外公共物の占用料は、道路法基準と同種同額とする。産物採取料は廃止するといったことで、資料の8ページの方に現在の両町の道路占用料、公有水面占用料及び産物採取料、法定外公共物の占用料等を、それぞれ規定を定めてありますけど、新町におきましては、これをすべて道路法基準と同種同額とするといったことで、今回の提案内容になっております。

なお、産物採取料は廃止するといった提案です。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等ございませんか。

はい、立林委員さん。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

この中で、各種目協会あたりが練習なんかを各施設でやっていますね。こういったものについて、減免条項がないように思うんですが、規定がございましょうか？

○議長（ 岩永 正太 ）

部会長。

○教育部会長（吉永 誠 西有田町生涯学習課長）

では、教育部会長から報告いたします。

体育協会でございますけれども、体育協会が主催するのについては、100%の減免と。ただし種目協会につきましては、町長及び教育委員会が、特に必要と認めた場合50%減ということを考えております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

只今の、あれですと、町長の裁量に任せるということですか。

ほぼ一律に50%減ということですか、それとも30%減もありうるというふうな解釈ですか。

○教育部会長（吉永 誠 西有田町生涯学習課長）

これは、50%でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

他にございませんか。

はい。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

今、施設を半分ずつ使用するというようなことで、1/4支払っているというようなケースもあると思うんです。

教育委員会施設で。例えば、一つの建物を半分、もしくは1/4使用する、そういった時に、そういったケースが出てきてるんですが、こういった対応については、どのように考えておられますか？



○議長（ 岩永 正太 ）

部会長。

○教育部会長（吉永 誠 西有田町生涯学習課長）

これまで、両町の使用料等ございますので、それをある程度・・・。  
実情にあった、あれをしていきたいと思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

ちょっと、今、立林委員さん1/4使った場合、有田はどがんしよるんですか。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

そういった条項があつて、1/4とかの事例があつたものですから、お尋ねしているところです。

○議長（ 岩永 正太 ）

なるほどですね。

現行は、そういう形でやっておられるわけですね。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

もう一点。

例えば、区の主催の競技、地縁団体もしかりですが、こういったものの公共的団体の使用については、どのようにお考えですか。

○議長（ 岩永 正太 ）

部会長。

○教育部会長（吉永 誠 西有田町生涯学習課長）

はい、いただいております。

○議長（ 岩永 正太 ）

有田は、ないんですか。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

払わなくていい場合が、あるんです。

「おくんち」で、体育施設を使用させて頂いたんですが、「おくんち」の行事というふうなことで、全額免除ということで対応して頂きました。

そういった事例があるもんですから、こういったことについても、ある程度線引きをする必要があるんじゃないかというふうに考えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それは、有田町の祭りの中で、区が使いんさったということでしょうか？

区だけの祭りとして使いんさったんですか？

当番町でしょう。

それは、もう当然じゃないでしょうかね。

だから実情に応じた柔軟性、弾力的な運用を多分すると思うんですが。

○教育部会長（吉永 誠 西有田町生涯学習課長）

これは、免除条項にもありますように、町長及び教育委員会が特に認めた場合ということで、特に、有田町の「おくんち」というのは、一大祭りでございますので、そのようなことで対応したいと思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

他にございませんか。

はい、それではないようでございますので、協議第84号、使用料・手数料の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、では、協議第84号、使用料・手数料の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第85号、指定金融機関の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

はい、別冊参考資料9ページをお願いします。

協議第85号、指定金融機関についての参考資料になっております。

現況のところから若干説明して参りますと、現在、有田町が指定金融機関が佐賀銀行、収納代理金融機関と致しまして、佐賀共栄銀行・長崎銀行・伊万里市農業協同組合・伊万里信用金庫・九州労働金庫・佐賀西信用組合、西有田の方が、指定金融機関が伊万里市農業協同組合、指定代理金融機関が佐賀銀行、収納代理金融機関が伊万里信用金庫という状況になっております。

今回の提案内容が、一番下の太枠の中ですけれども、指定金融機関は佐賀銀行とする。調整方針と致しまして、指定代理金融機関は置かない。収納代理金融機関は、現行のとおりとする、という提案になっております。

なお、その他の参考資料はございませんけれども、指定金融機関を、どこの金融機関に指定した場合でも、住民に対する利用状況に変化はございません。

ですから、直接住民サービスの低下ということにはなりません。

そこで、会計部会におきまして、現在の両町内にあるすべての金融機関、7機関ですけれども、これを対象に、職員の派出や事務的なことの調査を実施しました結果、佐賀銀行が望ましいだろうといった、今回の提案になっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、説明がありました、何かご意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

現在までは、有田は佐賀銀行、西有田町は伊万里市農業協同組合が、指定金融機関だったわけですが、今回、佐賀銀行に決定された主な違いは、どこら辺にあったんでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

会計部会長。

○会計部会長（雪竹 康雄 有田町会計課長）

会計部会からお答えいたします。

違いというのはさほどございません。

と言いますのも、今まで、西有田町さんは農協、有田町は佐賀銀行というふうな指定金融機関を取り扱ってきたわけですが、いわゆる、我々が一般的にいう事務的取扱いについて、手形交換等が出来ないというふうなことで、普通銀行が望ましいというふうなことには、なっているわけです。

しかし、そういうところがない地域、例えば、信金さんしかない、例えば、労金しかない地域については、法的に農協さんがいけないというふうな、銀行法によって、また農業協同組合の銀行金融機関の法によって、指定金融機関は出来ないということになっておりません。あくまでも、今回は、今現在でも、佐賀県内でも、たくさん合併はあっておりますけれども、ほとんどの金融機関の指定金融機関というのは、普通銀行と、佐賀銀行さんが多いようです。

ですから、今回は一応、佐賀銀行さんというようなことで、お願い致しております。

以上です。

手形交換と言いますのは、JAが手形交換できないということで、現在、西有田町さんも指定代理金融機関ということで、佐賀銀行さんを指定されております。

そういうことです。

○議長（ 岩永 正太 ）

いいですか。

はい、立林委員さん。

○3号委員（ 立林 幸一 ）

質問ですが、指定金融機関の場合は、支店名を指定するべきじゃないかと思うんですが、例えば、有田支店、駅前支店、西有田支店、あると思うんですが、支店名の指定は必要ないんでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

部会長どうぞ。

○会計部会長（雪竹 康雄 有田町会計課長）

今回、佐賀銀行の有田支店ということであるとします。というのは、現在、西有田町さんの方に佐賀銀行の有田支所がございまして、会計の方が、佐賀銀行さんの有田支所が近いもんですから、そちらの方になる可能性が、あるかもわかりません。

と言いますのは、今回、今日決まりまして、佐賀銀行有田支店さんと一応協議致しまして、どちらかの指定金融機関になるかということ、それで、佐賀銀行さんの対応になるかと思っております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ちょっと、法的に何々支店という支店のところまで、明記をして契約をしなきゃいけない状況になるの？

そうですね。それは、今後の、佐賀銀行との協議の中でということですか？

○会計部会長（雪竹 康雄 有田町会計課長）

現在は、佐賀銀行の有田支店になろうかと思えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

それでは、次回の協議会に報告をします。

それまでに、今日、佐賀銀行ということを決めていただくと。

その次、どこ支店になるのか、次回の協議会までに・・・。

○会計部会長（雪竹 康雄 有田町会計課長）

そういうことで、これは、いわゆる首長が決定して、決定じゃなくて、議会の議決事項になりますので、本来ならば。その、いわゆる収入役、首長が指定金融機関と契約事項になるわけです。

最終的には。ですから、契約があつて初めて、指定金融機関が成り立つということになりますから、まず佐賀銀行さんということで、協議会の中で決めて頂いて、最終、佐賀銀行有田支店と契約するというような格好になろうかと思えますけれども。

3月1日付けですね。あくまでも。

○議長（ 岩永 正太 ）

よろしゅうございますか。

その他、ございませんか。

はい、ないようでございますので、協議第85号、指定金融機関の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。協議第85号、指定金融機関の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第86号、事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○合併事務局長（ 福島 清人 ）

それでは、協議第86号、事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について、ご説明申し上げます。

この事務組織及び機構の取扱いにつきましては、5月の16日、第11回の合併協議会におきまして、16課、4事務局、1病院、1消防、1組合といった組織機構を確認していただいたところでございます。

ただ、議会・議会事務局、あるいは監査委員の場所については、両町議会に決定を委ねるということになっておりました。

実は、前回14回の合併協議会の、その他の項で、事務局から提案ということで、おはかりを致したわけでございますけど、この議会・議会事務局、あるいは監査委員の場所について、実は、この間5月の16日から、約5ヶ月間ほど未決定と、いうふうなことでございましたので、色々、事務局サイドでは、後の事務事業に支障をきたすということで、ぜひ10月の20日までに、議会の方において決定をして頂きたいというふうなことで、申し上げておったところでです。

もし、10月20日までに決定いただかない場合は、執行部一任、あるいは執行部サイドに、戻して頂きたいというふうなことを申し上げておりました。

委員の方から、執行部一任ではなく、合併協議会の場で協議する必要があるんじゃないかという意見もあったところでございます。そういうふうなことで、議会の方にお願いをしておったわけですけども、実は10月20日に、両議長さんと副議長さんと事務局の方にお見えになりまして、議会に委ねられていた議会の場所については、決定に至らなかったというふうなことで、ご報告を受けました。

それを踏まえまして、事務局としては、議会の方に、実は、他の協議事項と同等に、この議会の場所については、専門部会あるいは幹事会、町長・助役会にお諮りをして、次回の協議会に提案したいというふうなことを申し上げましたところ、それでよろしいというふうなことの、了解を頂いたわけです。

そういった了解事項のもとに、私たち事務局としては、さっき申し上げました担当部会、幹事会、町長・助役会を開催致しまして、今日のご提案というふうなことになったわけでございます。

その提案の内容といたしますのは、議会事務局の位置は、有田町庁舎（現在の西有田町役場）に置き、議会の開催は、有田町庁舎及び有田町東庁舎（現在の有田町役場）において交互の開催とする。

なお、最初の開催は、有田町庁舎とするというふうなことでご提案申し上げたいと思います。よろしくご審議の程、お願い致します。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありました。

これについてご質問・ご異議等ございませんか。

はい、田代委員。

### ○2号委員（ 田代 正昭 ）

今、事務局長から詳細について、ご報告がありましたけど、私の方からも、今までのことについてご報告をさせていただきます。

14回の会議の終了後に、福島局長から10月20日までに議場の位置を決めて欲しいというふうなご要請がございましたので、14回以前ですね。14回の会議の後ですね。

それで、10月14日に郡の議員研修をするようにしておりましたので、事前に全議員集まって頂いて、一人一人発言をしていただいたわけでございますけれども、その席でも平行線で行ったので、その日には、結論が出せなかったわけです。

そういうことで、有田は「くんち」とか、何とかありましたので、事前に会議をする暇がなくて、10月20日の日に、両町の正副議長に集まって頂いて、お話し合いをしたわけでございますけど、その折にも、どうしても、西有田の議会は西有田に、有田の方は有田にと、いうふうなことで、平行線で行ったので、その会議の終了後、この事務局の福島事務局長の方に、4人出向いていきまして、14回の会議の折に一応、蒲地委員のほうから「合併協議会で話し合ってください」というふうな発言もあっておりましたので、当初は、事務局からは「執行部一任をしてください」というふうなことでございましたけれども、そういうことで、この合併協議会に一任をするということで、お願いをして帰ったわけでございますけど、そのことが、今日のここの提案になっているというふうに思っております。

ただ、私たちの議会の中では、まず両町の施設を見るべきではないかと、見ていただくべきではないかというふうな、以前から、そういう話もあっておりましたので、できれば、合併協議会の委員さんで、両町の施設を見ていただいて、それから決定をして頂きたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

今、田代委員さんから、そういうお話があったんですが。  
はい、どうぞ。

ちょっと待ってください。諸隈委員どうぞ。

## ○2号委員（ 諸隈 英博 ）

今ほど、有田の議長さんの方からお話がありましたように、流れについては、その通りでございます。5月の16日の日から「議場は議会をお願いします」ということで、両町議会にお任せがあってから、それぞれに何度となく、私どももお話をしましたし、そして各常任委員長さんまで、お願いをして、意見の交換も致しました。

そしてまた、先般の、郡の研修会の折には、全議員さんの、両町の全議員さんの意見も聞いて、なおかつ、おっしゃったように平行線という結果を受けまして、事務局の方にお返しをするということで、きたわけですので、これを受けまして、うちの議会も全員協議会を行ないまして、事務局にお返しを、差し戻しをするのであれば、もう一任、執行部一任、協議会一任と同様じゃないかというようなことで、この議場の位置の問題につきましては、もうこれ以上の発言はしないという確認もっております。

そして、先般の協議会では、本日提出されております事務局案につきまして、うちの議会の議員全員が納得を頂きまして、議会の意思として、この提案に対して尊重をするという結果でございます。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

今、それぞれの両町議会からのお話がありました。

実は、私も西有田の協議会に出席をさせて頂きまして、現地を見る前に、例えば、面積はどうかという質問がありましたので、担当課から説明がっておりますが、有田町の、現在の議会議場の面積も、西有田町の現在の議場の面積も、ほぼ同じだと。

その次は、改修費はどうかという質問がっております。それについては、ほぼ同額ぐらいの改修費があるんじゃないかという説明がありました。その他、色々と耐久の問題とか、色んなことがありまして、最終的には、私のところに振られました。

私は、とにかく時間がないと、特にIT関係でしょうか、そういうものを早く整備をしないと、合併に間に合わないという事務局からの強い要請もありましたので、西有田町は「西有田にしろ」という意見が強かったんですが、最終的には、私の方からも、そういうことでは困ると。

とにかく、新しい町ができるわけですから、一緒に、とにかく円満に行くためにも、それをやっぱり、こういう案を、私たちも両町のトップ、助役、あるいはまた、幹部が決めたことだから「これを吞んでいただきたい」ということをお願いして、議会も承認を頂いたという経緯もございます。

そして、そのあと、今、諸隈委員からお話がありましたとおり、我々はもう結論が出なかったわけだから、これ以上、我々がどうということは出来ないという、そこまで議会としては、発言を頂いたというところでもございます。

ですから、はっきり申し上げて、出来れば、今日、ここで、やっぱり決めていただきたいし、はっきり申し上げて、私も会長として、ぜひ提案をした「提案の内容で、ご承認を頂きたい」というふうに思うんですが、いかがでしょうか。

## ○3号委員（ 久保田 勉 ）

この件ですけど、前回、私はこういった話し合いになるんじゃないだろうか、というような危惧もあったもんですから、この協議会の席で、こういった大きな問題を定めることは、なかなか、非常に、私たち心苦しいという気持ちがありました。当時からですね。

だから、この問題を、お互いに議員の方々の所管ですから、出来ましたら議員同士でお互いに「そこから話し合いをしながら解決をしていただきたい」という強い願いがあったわけです。

しかし、ここに至って、こういったことで、一応、そこに結論が出なくて、こういった方向になったもんですから、私自身としては、ここで多数決とかで決めた場合に、お互いに苦しいですよ。

お互いに我田引水になってきますので、私自身としては、中立でいった場合に、やはり、これは両町の議会もさじを投げて、返事をした案でありますので、ここでお互いに、また執行部の方で話し合いをしながら「この線で行こう」ということで、出されたこの案だろうと思います。

私は、その案に賛成を致します。

## ○2号委員（ 田代 正昭 ）

私は、この案に、反対して言っているわけではございません。

まず、両町の施設を皆さんに見ていただいて、それから決めてもいいのではないかと、私は訴えているだけですよ。

まだこの案に、私は賛成とも反対とも言っていませんけど、そこら辺は誤解しないようにして下さい。

そしたら、有田町でもありましたので、報告させていただきますけど。

一応、議会事務局の位置は、西有田の庁舎の方になっているけれども、出来れば「議会事務局の位置は、有田の方にしてほしい、ということをお願いしたい」ということもありましたし、それから、議会を開催するときに、一年交代にするのか、そういったのを、毎回代えるのかというふうなことになるけれども、それは、新庁舎ができるまで、毎回交代してほしいというふうな要望がございましたので、そこら辺は、付け加えさせていただきます。

私たちも、投げ出しておりますので、そういういろんな条件は付けられませんので、それは執行部提案どおりで決まればいいですけど、有田側は有田側としての意見もございましたので、そういうことを申し上げておきます。

## ○3号委員（ 今村 安伊子 ）

前回というか、前の協議会の時も、私は申し上げたと思うんですけど、この合併は、地方交付税の減少によって生じるための財政上再建の為の合併と言っても過言ではないと、そういうことがあると思って、有田はどうして生き残っていくべきかというのを元に、合併ということを考え出したと思っております。

そして、執行部が有田町の庁舎、現在の西有田町役場にいられるのならば、議会事務局は、議会事務局です。

ですから、両方ナンバーをつけるわけではないですけど、東庁舎の存在感をするために、ぜひ議会事務局は旧有田の方へ、東庁舎の方へ持って行って活動する。

そして、新庁舎建設へと、中央の方がしかりだと、私はこういうふうに議会の方でもまとまらないのならば、どうしても中央に持って行くべきじゃないかと思えます。

町民感情の上でも、町長さん三役さんが本庁の方におられると、西有田旧庁舎の方へおられると。

じゃあ、東庁舎の方とはなりますと、議会事務局があると。

ただ、それだけで、同じ執行部の方も、ものすごく不便さを感じられると思いますけど、町民は、それ以上に不便さを感じます。あっちへ行ったり、こっちへ行ったりするのがですね。

私たちとしても、旧西有田役場の方へ、有田役場の方へどっちかなという思いもあると思います。

公平をきす為、ぜひとも議会事務局は、有田の方へ置いて頂きたいと思えます。

追加ですけど、議会の交互にされるのは、私は、それはそれでいいと思います。

でも、財政とか、場所とか、建築とか、そこまでは申しませんが、事務局だけは、そういうふうにして頂いて、早く新しい町になって、みんなが一体化出来るような施策をお願いしたい、と思います。

#### ○議長（岩永 正太）

篠原町長さんから、ご発言がありますけども、その前に、私たちは、むしろ逆に、行政側としては町民の皆さんに迷惑をかけないと。

そのためには、執行部と議会とは、同じところがいいんじゃないかという。そういう、例えば、陳情を町長にするでしょう。その場合に、有田庁舎に行くと、ところが、議長さんに今度行く時には、東庁舎にいかないかと。

そういうことが、むしろ住民の皆さんには、サービスの面でマイナスになるんじゃないかというように、そういう話が事務局を通して、また、私たちもそういう感じが致しましたので、そういうことになって。

ただ、議会を交互にやることについては、やはり議会と住民とのより緊密性を保つ為にもその方がいいんじゃないかと。

ですから、西有田町にとっては、議会にとっては、交互にやることも色々あるということでしたけど「それは吞んでください」というお話をしたところでもございます。

篠原町長さんから、一言。

#### ○副会長（篠原 啓一郎）

私も、一昨日の、全員協議会に出席しまして、色々な議員さんのご意見、そしてまた、昨日は、住民代表の皆さん方のご意見も賜りました。

いきさつとしては、先ほど、両町議会の議長さん、副議長さん、あるいは執行部の方からも言われたとおりでございます。

議会で、ぜひ決めて頂きたいということ、ずっと申し上げていたんですが、どうしても決定しないということでございます。その間にも、ぜひ、これは決まらなかったら執行部、あるいは幹事会、そういったところで決定してもよろしいですかと。それしかないというような声も、あったわけでございます。

従って、20日の結果を見て、私どもは、両町長、これはもう幹事会に一任して、幹事会で決定してもらおうと、色々な面で大変な仕事だけど、これは原案として、このようなことになってきたんですが、それを見て「これは、これでいく以外ない」というようなことで、今日の議案になったわけでございます。

色々、それぞれの立場はわかると思います。議会の話し合いを聞いていても、なるほどと言われる方も、絶対という方も、色々なご意見がありました。

しかし、これを両町二つあるものだから、これが三つあれば、真ん中をというようなご意見も出ますけど、いずれにしても、二つが融和を持ってやっていくには、そしてまた、町民のサービスを落とさないように、そしてまた、最終的には一つになって、新しい庁舎を作り、そして、そこを、やっぱり町の中心として、栄えるような施策をとって頂いてもらいたいと、私は願って、全員協議会の折にも、「事ここに及んで、一つお願いします」ということは、申し上げたつもりでございます。

以上でございます。



○議長（岩永 正太）

それぞれの立場で、意見が分かれているようでございます。

ちょっと休憩をとりましょうかね。あとちょっと、うちの区長会長が、3時半に、ちょっと所用ができておりますので、10分間休憩しましょうか。

大変遅くまで、お待たせを致しまして申し訳ございません。86号の協議については、色々と両町の意見が異なるようでございますが、大変、時期的にも時間的にも、今日どうしても決めて欲しいということもございます。今、ちょっと私たちも、協議をして参りましたが、私も皆さんに、お願いをしましており、議会でも十分に協議をされて、一生懸命妥協の点を見出そうと努力をされたということも、私たちも認めております。

最終的には幹事会に聞き、そして両町の執行部といいましょうか、町長どうしが「この案でよからう」というところまで、決めてまいりました。

そういうことも含んで、私からはぜひ、この案でひとつ、今日は決定をしていただきたい。

もう一つは、交互にやりますということについては、この協議会でしっかりした確認を取ることしていきたいと思っております。

先ほどいいましたとおり、それはやっぱり、住民と議会との、その辺のことも考えると、当然、交互がいいと思っておりますし、それを、臨時議会も交互にするのかとか、いろいろあるでしょう。

それは、新しい議会の中で、協議をして頂くということが一番いいと思っております。

私からそういうことですので、また篠原副会長の方からもぜひ。

○副会長（篠原 啓一郎）

只今、時間をとりまして協議した結果、どうしても、この案を提案した以上、ぜひ皆さん方にご理解を賜りたいとお願いするわけでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○3号委員（立林 幸一）

この問題は、非常に難しい問題で、今日確かに、今、会長がおっしゃるように、何べん、これを協議しても、西有田の議会も、有田の議会も、平行線をたどるだけだろうと思っております。

一足飛びに解決するには、新しい庁舎を作ることが先決でございますけれども、当分は、それも見込めそうにありませんけれども、今日はこの場では、一応この案をたたき台というよりも、早急に、新庁舎を作るということを会長さん、副会長さんで、ぜひご検討を頂くというふうなことを希望して、申し上げます。

議案にですね。

○議長（岩永 正太）

これは、あくまでも事務所の位置の問題ですから。

実は、これについては、覚書を取り交わすんですよ。

いわゆる、決定の中で、建設委員会を作るとか、そういうものがあります。

そういうものを具体的なことについて、覚書を両町で取り交わすということになると思っております。

それを、皆さん方にご報告をするということになります。

それは、この協議会の中で出てきております、条項の中に入っておりますので、それは、必ずしなきゃいけないと思っております。

ただ、そこに、何年度にしますとか、そういうのは出来るかどうか、その時はまた、我々も色々検討して覚書を、案を皆さん方にお示しするという事になるろうかと思えます。

そういうことで。

### ○3号委員（立林 幸一）

議会を交互に行なうということは、次の新しい議員さんにおいても、これを覆されることはないんでしょうか。

### ○議長（岩永 正太）

ただ、この協議会で決められたことですから、それはやっぱり法定協議会ですから、それは趣旨を尊重して、議会も当然して頂かなければならないと、私はそう思います。

どうでしょうか。何か他に。

こういう、両町二つの法定合併協議会ですので、採決をとって色々するという事は、避けたいという気持ちがありますので、皆さん方の意思として、今、委員さんから、重々お話がありました庁舎の問題、それから交互に議会を開くという問題については、それは、しっかりとここで決めたということを含めて、これは、どうせ両町議会で、それぞれまた協議会の報告をされると思えます。

有田の議会、西有田の議会も、そのことはしっかり報告をして頂くということで、お願いをしたいと思えますし、いかがでしょうか。

はい。

### ○3号委員（今村 安伊子）

議場も、両方を使われるということで大変よろしいと思うんですけど、無駄な財政上の問題なんです、もうそれは十分に検討して、机も入れただけでというようにしてでも、して頂きたいと思えます。

### ○議長（岩永 正太）

机も今のやつを使うとか、少し今のやつを切り取ってやろうとか、いろいろ財政上のことも考えて、知恵を絞って、事務当局は考えるということをおっしゃっています。

おっしゃるとおり、とにかく、厳しいということは事実ですし、厳しいからこそ、合併をするわけですから、その辺は、この協議会からも、そういう事務当局には、そういうことを条件として、申し上げておきたいというふうに思えますので、わかりました。

色々皆さんがたに、無理なお願いをしたような気もいたしますが、協議第86号の事務組織及び機構の取扱いについては、原案どおり承認よろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

はい、ありがとうございました。

それでは、協議第86号、事務組織及び機構の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第87号、地方税の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局員（千代田 一茂）

別冊参考資料の10ページをお願い致します。

協議第87号、地方税の取扱いの参考資料になっております。

10ページは関係法令等ですので、説明は省略させていただきます。

11ページ、個人町民税です。ご覧のとおり両町において、特に違いはございません。

12ページをお願い致します。納期についてですけれども、特別徴収の納期につきましては、両町、7月10日から、翌年6月10日までということで同じです。

普通徴収につきましては、2期・3期・4期について、一月ずつ程の違いがございます。

納期の特例については、両町、同じといった状況です。

13ページをお願い致します。

課題問題点の欄ですけれども、今、説明を致しましたように、納期が異なるといった状況です。

これまでの協議会におきまして、個人町民税の課税内容については、現行のとおりとし、納期については、合併までに調整する、ということを確認を致しております。

今回の提案内容は、具体的調整内容の欄になりますけれども、個人町民税の特別徴収の納期は、現行のとおりとする。

個人町民税の普通徴収の納期は、地方税法のとおりとする。

また、納期の特例を設け現行のとおりとする、といったことで、普通徴収の違っていました納期につきましては、下のほうに明記しておりますように、1期、6月1日から6月30日、2期が、8月1日から8月31日、3期が10月1日から10月31日、4期が、翌年1月1日から1月31日といった提案内容になっております。

14ページをお願い致します。法人町民税です。14ページにつきましては、現況の欄です。

15ページをお願い致します。

課題問題点の欄、法人税割が異なるといったことで、有田町は14.5%、西有田町が12.3%であります。これにつきましては、これまでの協議会におきまして、法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。ただし、合併する年度及びこれに続く3年度間で、段階的に調整する、といった不均一課税が確認をされております。

具体的調整内容の欄が、今回の提案内容になりますけれども、法人町民税の税率調整は、次のとおりとするといったことで、17年度現行が、有田町が14.5%、西有田が12.3%ですけれども、これを、21年度までをかけて、このような調整をやっていくと。

西有田の方が19年度に13.5%、21年度に14.5%にして、両町同じにするといった提案になっております。

16ページをお願い致します。

固定資産税です。これにつきましても、先ほどの個人町民税と同じように、納期についてのみの違いがございますけれども、納期につきましては、地方税法のとおりとするといった、先ほどと同じ内容の提案になっております。

17ページをお願い致します。

軽自動車税です。課題問題点の欄、課税内容については問題ありません。

納期が異なるといったことで、有田町が5月16日から5月31日、西有田町が5月11日から5月31日ということで、5日間ほど違いがございますけど、これについての今回の提案内容は、軽自動車税の納期は、有田町の例によるといった提案になっております。

18ページをお願い致します。

都市計画税です。課題問題点の欄、制度があるのは有田町のみ。

調整内容の欄が、これまでの協議会で確認した内容ですけど、都市計画税は、合併までに調整するといったことになっております。

今回の提案内容が、具体的調整内容の欄ですけれども、都市計画税は廃止するといった提案になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

どうでしょうか。

大体納期の違いと、最後は都市計画税をとらないということですので、よろしゅうございますか。

はい、それでは協議第87号、地方税の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、ありがとうございます。

協議第87号、地方税の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第67号、農林事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは説明させていただきます。

別冊の参考資料の方で説明していましたが、ちょっと違う方の資料、レジユメの方ですか、縦書きの方、こちらの7ページの方をお開きください。

こちらの方で説明させていただきます。

協議第67号、農林事業の取扱いです。

調整内容の方が、第2回協議会で確認されたもの、になっています。

こちらの方がその下の方、具体的調整内容の方が、第12回協議会で、都市計画税と関連があるということで、継続協議になっていたものです。

内容を読み上げます。

有害鳥獣対策事業における、捕獲檻及びくくりわな購入費の差額分については、西有田町の例による。

農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例による。

土地改良事業分担金及び林業事業分担金は、西有田町の例を基本とする。

県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例による。

となっております。

以上です。

#### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご異議等ございませんか。

よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、協議第67号、農林事業の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、協議第67号、農林事業の取扱いにつきましては原案どおり承認することと致します。

それでは、次に協議第68号、建設事業の取扱いについて、事務局より説明をお願い致します。

#### ○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

説明させていただきます。先ほどと同じ、レジユメの方、次は、8ページをご覧ください。

協議第68号、建設関係事業の取扱いです。

こちらの方も、第12回の協議会で、都市計画税と関連があるということで、継続協議になっていたものです。

具体的調整内容を、読み上げます。

道路整備原材料支給制度は、町道を除くすべての道路を対象に、新たな補助制度を創設する。

町道の補修等は、すべて、町で行なう。

急傾斜地崩壊防止事業における受益者負担金は、対策事業は事業費の5%とし、防止事業は事業費の25%とする。

以上です。

#### ○議長（岩永 正太）

只今、説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

それでは、どうでしょうか、ございませんか。

< はい >の声あり

それでは、協議第68号、建設関係事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

協議第68号、建設関係事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

以上で、本日子定されておりました協議は、すべて終わったわけですが、何か、委員の皆さんから、ご質問・ご意見等ございましたら。

はい、どうぞ。

#### ○2号委員（蒲地 豊）

第14回にですね。会長より、有田町の浄水場の分水について、発言がありましたが、有田町の浄水を、西有田町さんに給水する時に、給水池、タンクを作るということにおいて、会長は、有田町の赤坂とか、その辺の地区の、水の出が悪いというふうなことを言われましたが、調べてみましたところ、全然、そういうふうな痛みはあっておりません。完全に給水が出来るということでございます。

そういった意味で、私はそういうふう認識しておったので、給水タンクを合併特例債で設置するという会長の発言に対して、合併特例債において設置するということを言われましたので、それは、有田町、結局、有田町民にも負担を及ぼすわけで、利用者の方で負担すべきが、本当ではありませんかということ指摘したことを申し述べておきます。

#### ○議長（岩永 正太）

ちょっとすみません、前田委員がここで退席をされるということで、すみませんが、よろしく願い致します。

はい、よくわかりました。合併特例債を適用すると明言したかどうかわかりませんが、企業債は非常に、合併特例債の適用が厳しいようですね。

私も、色々ありましたので、ただ、今村委員さんからもそういう発言があったような気がありましたので。

#### ○住民委員（今村 安伊子）

そういうことがないように、公平に水が行くようにお願いしますと申し上げました。

#### ○議長（岩永 正太）

何か、圧が少ないとかなんとかというお話は。

#### ○3号委員（今村 安伊子）

ところどころはあると思います。けれども、みんな有田町民ですから、両方になれば、合併になれ

ば。ですから、ないようにして頂きたいと。

○議長（ 岩永 正太 ）

たぶん、つなげば一部そういうことも出てくると思います。可能性が。

その時は、やはり配水池等を作って、しっかり、そういう皆さんの需要に、圧がかかるような形が、当然でしょうから、その辺は、事務局で十分検討されていくと思います。

また、起債の面につきましては、色々ありましようから、それは、それぞれ検討しながらいくと思います。

よろしく。わかりました。

他に、何か。

ないようにでしたら、事務局から何か。

○合併事務局長（ 福島 清人 ）

今後の、日程でございます。

冒頭に報告事項で、アドバイザー委員さんから報告がありましたけれども、お手許に、お示ししております5点の町章の候補。これを、今月15日ほどから今月一杯、住民アンケートを実施を行いません。

その結果等を踏まえて、次回、第16回の協議会を12月6日、火曜日でございますけど、午後2時から予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、事務局よりは、他はないようでございます。

今日は、色々皆さん方に非常に質の濃い議論をして頂きました。

また、大変大きな問題を、こうして一緒に、皆さん方の協力を得て、協議の結果が出てきたということでございます。

大変、それぞれが譲り合っていくという、非常に、今日はそういう意味で、皆さんがたに無理を申し上げたのかもしれませんが、本当にありがとうございました。

今日は、本当にお忙しい中にご出席を頂きまして、これで、会議を閉じさせていただきたいと思ひます。

お疲れでございました。ありがとうございました。

閉 会 （ 15時 35分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

---

会議録署名委員

---